

西部地域包括支援センター 愛全園

センターだより

2016年 4月号
平成28年 4月1日

発行 昭島市西部
地域包括支援センター愛全園
昭島市田中町2-25-3
☎ 513-7651

新しい年度がスタートしました。今年度もよろしくお願いたします。
また、センターだよりで取り上げてほしい内容がありましたら、ぜひ
ご一報下さい。リクエストお待ちしております！



高齢者のお金の管理を安全に(1)

高齢になり、特に認知症で判断能力の低下に直面すると、生活費の引き出し、医療費の支払いなど日常的な金銭管理をどうするか、という問題が起こってきます。自らの意思でお金を管理することが大変になるため切実な問題です。

今月、来月と2回に分け、そのような場合に高齢者をサポートしてくれる制度をご紹介します。

事例) Aさんは独り暮らし。3年前に認知症を患い、ATMの暗証番号を忘れ、預金の引き出しができなくなり、通帳や印鑑の紛失を繰り返しています。担当ケアマネジャーから、社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業」の利用について相談するよう勧められました。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは・・・(1)

認知症や知的障害、精神障害のある方等、**判断能力等に不安が生じている方が**、本人の意思を尊重して、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように、社会福祉協議会専門員がお手伝いするサービスです。

「福祉サービスの利用援助」

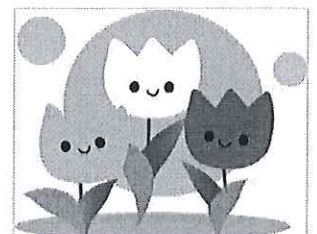
「日常的な金銭管理サービス」

「書類等の預かりサービス」 を行い自立した日常生活が送れるように支援しています。

【対象となる方】

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難であると認められる人が対象となります。

対象となるかどうかは、ガイドラインに基づいた調査が行われます。



地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは・・・(2)

【手続き】

本人が地域の社会福祉協議会へ申し込み、契約が必要になります。
問合せやご相談も出来ます。

★地域福祉・後見支援センターあきしま（昭島市社会福祉協議会内）
東京都昭島市昭和町 4-7-1 昭島市保健福祉センターあいぽっく 2 階
TEL 042-544-0388

【利用料金】

契約後は、有料となりますが減免制度があります。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1) 福祉サービスの利用援助などをおこなう場合 | 1,000 円 (1 時間) |
| 2) 通帳をお預かりして、福祉サービスの利用援助 | 2,500 円 (1 時間) |
| 3) 書類等のお預かり (年金証書・保険証書等) | 1,000 円 (1 ヶ月) |

※減免条件と減免額

- ・市町村民税が非課税で預貯金総額が 300 万円以下の方 半額
- ・生活保護受給の方 免除 (書類預かりのみ半額)

【A さんがお願いした内容】

結婚して遠くに住んでいる娘と相談し、契約をすることにしました。
代理人届を出した銀行口座の通帳を社協に預け、専門員と相談して決めた、
毎月 1 回 7 万円を生活費として持ってきてもらっています。
介護ヘルパーと一緒に掛ける際の買い物代や病院での支払いに充て、
何かと物入りな 12 月だけはご本人の希望で 3 万円増やしました。もう少し
認知症が進んできたと感じたら、書類の管理も相談しようと考えています。

A さんは「多くも少なくもない、ちょうどいい金額。自宅で何とか暮らせるのも、
このサービスのおかげ。」と話されています。

年齢を重ねると、物忘れや認知症が進み、書類やお金の管理に
自信がなくなってしまうことがあります。親戚や身内が近くにいな
い独居高齢者の方や、家族が年金を使ってしまうような世帯で
は、将来にわたって安心して暮らせるよう福祉サービスの利用に
ついて相談しながら、書類や金銭の管理を支援してもらい、大切
な財産を守ることが必要な場合がありますね。

